

長崎市農業委員会 令和4年9月総会 議事録

- 1 日 時 令和4年9月29日(木) 14:00 開会
15:30 閉会
- 2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール(長崎市興善町1番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(18名)
赤瀬 孝則 井川 義英 石橋 一次 岩永 一也 岩本 隆
後山 裕義 上川 満治 田平 孝廣 鳥越 悦子 永岡 亜也子
平尾 政博 松尾 隆治 峰 忠幸 森山 安男 柳川 八百秀
山口 邦俊 山口 眞佐栄 山崎 実男
- 5 欠席農業委員(1名)
山脇 貞雄
- 6 出席推進委員(21名)
池田 憲二 岩尾 直己 浦川 英敏 川添 孝則 城戸 利美
柴原 恵 田中 幹生 鶴田 安明 中村 数昭 中山 辰也
野口 弘人 野本 英世 濱口 敏夫 濱口 雅洋 増田 茂
松本 貞幸 三浦 孝路 村田美津枝 森内 悟己 森保 欣也
山下 和孝
- 7 欠席推進委員(3名)
今村 秀喜 尾崎 正孝 久保 正
- 8 出席職員
【農委事務局】 前田事務長 川本農政管理係長 木下農地係長 赤池主事
- 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から令和4年9月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。議事進行につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第3項及び農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、9月の農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。座って進行させていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は18名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことを御報告いたします。

また、推進委員の出席は、21名でございます。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。井川義英委員と石橋一次委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○井川委員・石橋委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。本日は、付議事項が3件ございます。

初めに、第1号議案、「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、3番については、〇〇委員が、4番については、私の同居の家族が対象の案件となっておりますので、他の議案と分けて個別に審議します。

それでは、まず、1番、2番及び5番の議案の説明と、現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第1号議案1番について御説明いたします。議案書の1ページを御覧ください。本件は、時津町の〇〇さんが所有する、木場町の農地2筆1,143㎡について、兄である西山1丁目の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が遠隔地居住で耕作管理ができないためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。西山ダムの北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は、2人で350日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が2,133㎡であり、下限面積2,000㎡の要件を満たしております。現地調査につきましては、浦川推進委員から報告をお願いします。

○浦川推進委員 現地調査について御報告いたします。1月19日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、遠隔地に居住している妹から規模拡大を行う兄に贈与を行うもので、利用については、普通畑で露地野菜の栽培を予定しているとのことでした。また、第7号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第1号議案2番について御説明いたします。議案書は、引き続き1ページを御覧ください。本件は、北浦町の〇〇さんが所有する、北浦町の農地1筆995㎡について、子である上西山町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が高齢により子へ贈与を行うものであり、譲受人が生前贈与を受け耕作管理するためでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。茂木中学校の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で190日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が8,134㎡であり、下限面積5,000㎡の要件を満たしております。現地調査につきましては、村田推進委員から報告をお願いします。

○村田推進委員 現地調査について御報告いたします。9月16日に私と山口委員と事務局とで現地確認を行いました。本件は、母から息子に贈与を行うもので、利用については、果樹を栽培しております。また、第7号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第1号議案5番について御説明いたします。議案書の3ページを御覧ください。本件は、福岡市の〇〇さんが所有する、蚊焼町の農地3筆331㎡について、蚊焼町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が遠隔地居住により耕作管理ができないためであり、譲受人が自宅隣接地で耕作管理が行いやすいためでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。三和地域センターの西側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で400日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で利用権設定分と併せまして経営面積が2,441㎡であり、下限面積2,000㎡の要件を満たしております。現地調査につきましては、松本推進委員より報告をお願いします。

○松本推進委員 現地調査について御報告いたします。9月15日に私と田平委員、そして事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑として露地野菜の栽培を予定しているとのことでした。また、第7号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第1号議案1番、2番及び5番について議案の説明と現地調査の報告がございましたが、この件について何か御意見、御質問などはございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案1番、2番及び5番について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案1番、2番及び5番について、当委員会において許可することに決定いたします。引き続き、第1号議案3番について審議いたします。案件の対象である〇〇委員は一時退席をお願いします。

— 〇〇委員退席 —

○議長 それでは、議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第1号議案3番について御説明いたします。議案書は2ページにお戻りください。本件は、天神町の〇〇さんが所有する、北浦町の農地1筆877㎡について、茂木町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が高齢により耕作管理ができないためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。茂木中学校の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真がもう1枚ございます。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は4人で800日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が26,805㎡であり、下限面積5,000㎡の要件を満たしております。現地調査につきましては、村田推進委員より報告をお願いします。

○村田推進委員 現地調査について御報告いたします。9月16日に私と山口委員、事務局

とで現地確認を行いました。本件は農業経営拡大のため、圃場と隣接する農地を購入するもので、利用については花卉の栽培を予定しております。また、第7号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第1号議案3番についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案3番について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案3番について、当委員会において許可することに決定いたします。それでは、引き続き第1号議案4番の審議を行いますので、〇〇委員の復席を認めます。

— 〇〇委員復席 —

○議長 それでは、議長を会長職務代理者に交代しまして、私は一旦退席させていただきます。

— 〇〇委員退席 —

○議長(会長職務代理者) ここで、会長に代わりまして議長を務めさせていただきます。それでは、4番の議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第1号議案4番について御説明いたします。議案書は引き続き2ページを御覧ください。本件は、琴海尾戸町の〇〇さんが所有する、琴海戸根町の農地2筆2,918㎡について、琴海尾戸町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が農業経営規模縮小のためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。また、本件は、9月12日長浦事務所会議室におきましてあっせんを行い、あっせん委員として、濱口推進委員、久保推進委員立会いのもと、あっせんが成立いたしましたので、今回の申請がなされたものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用

要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は4人で860日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が14,023.78㎡であり、下限面積3,000㎡の要件を満たしております。現地調査につきましては、濱口推進委員より報告をお願いします。

○濱口推進委員 現地調査について御報告いたします。9月12日に私と森山委員、そして事務局とで現地確認を行いました。本件は9月12日に開催しましたあっせん事業が成立し、申請が行われたもので、利用については、普通畑で露地野菜の栽培を予定しています。また、第7号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長（会長職務代理者） ありがとうございます。ただ今、第1号議案4番についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問などございませんでしょうか。

— 意見等なし —

○議長（会長職務代理者） ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案4番について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長（会長職務代理者） ありがとうございます。第1号議案4番について、当委員会において許可することに決定いたします。それでは、引き続き議案の審議を行いますので、会長の復席を認め、議長を交代いたします。

— 会長復席し議長交代 —

○議長 それでは、次に、第2号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」、議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案1番について御説明いたします。議案書の4ページを御覧ください。本件は、高浜町の〇〇さんが所有する高浜町の農地1筆について、〇〇が、長崎県発注の江川改修工事に伴う工事用道路及び土砂仮置場として利用する目的で一時転用の申請が出されたものです。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。高浜海水浴場の東側に位置しております。次が、拡大したのになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用

若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。水色部分が土砂仮置場、緑色部分が工事用道路となっており、工事用道路へは隣接する農協敷地から出入りする計画となっております。また平坦な農地表土上に敷鉄板を設置し土地を使用するため、表土の流失等の被害は生じないと考えております。

雨水排水につきましては、自然流下により水路に放流し、汚水、生活雑排水は発生しません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、柴原推進委員より報告をお願いします。

○柴原推進委員 現地調査について御報告いたします。9月15日に私と山口委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、河川工事に伴う工事用道路及び土砂借置場として一時転用を行うもので、土砂が流出しないように表土上に鉄板を設置し、また、雨水については、自然流下により隣接する水路に放流することから、今回の一次転用については特に問題がないものと思われまます。報告は以上です。

○農地係長 続きまして、第2号議案2番について御説明いたします。議案書は、引き続き4ページを御覧ください。本件は、茂木町の〇〇さんが所有する北浦町の農地1筆について、白木町の〇〇さんが、資材置場として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。長崎出島道路料金所の南西に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、おおむね300m以内に高速道路等の出入口がある、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図でございます。敷地造成は行わず、現状のまま砂利を敷いて使用し、工事用資材置場・作業用機械置場・重機や工事車両置場として利用する計画となっております。雨水排水につきましては、敷地内に新たに側溝を設置し道路側溝に放流し、汚水、生活雑排水は発生しません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、村田推進委員より報告をお願いします。

○村田推進委員 現地調査について御報告いたします。9月16日に私と山口委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、資材置場として利用する計画ですが、造成は行わず現状のまま利用し、表面に砂利を敷いて利用します。また、隣接する農地所有者からは同意を得ているほか、雨水については、新たに側溝を設置し道路側溝に放流するなど、雨水排水の状況、境界等特に問題がないことを確認しました。報告は以上です。

○議長 ありがとうございました。ただ今、第2号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、この件について何か御意見、御質問などはございませんか。

○委員 2番についてですが、ここの地区は土地改良事業で当初造成をされた、優良農地

でございました。たまたま、インターから300m以内ということで、この認可がおりたとは思っておりますけれども、業者によって優良農地が荒らされる、まあ、荒らす意向はないと思うんですけれども、この、今の写真の横も一緒ですけれども、案件がありました。今後、そのようなことが増えてくると、この周辺の人達が、「そういうことができるんだな」という思いと、何もこう、反論できないんだなということがあって、営農の意欲が減退するような方向に結びつきます。それと、この認可された業者が、何かしらの影響を与えることが出てくると、委員会としても即刻指導をしていただけるような用意をしておいていただきたい。そうしないと、当たり前で正規で営農している人たちがやはり、いろんな面で困ってくる。例えばさっき言ったようにトラックが入るとか、ここの周辺には住民もおります。トラックが入ってくることによって、もし事故が起こったりとか、いろいろなことがありますので、その辺を注視して、今後、指導監督をいただきたい。そのような意見でございます。よろしく申し上げます。

○農地係長 委員御指摘の通り、ここの農地につきましては、本来、高速道路の出入口から300m以内という条件がなければ、10haを超す優良な農地として、第1種農地に該当するような農地になります。ただし、さっきも言いましたとおり、たまたまインターから300m以内ということで、3種農地の要件を満たすことになります。農地法上は3種農地の条件を満たした場合には、1種農地であっても、3種農地として扱うような取り扱いになっておりますので、今回は3種農地として、転用の許可申請がなされたということになっております。それで、一応、近隣には3名隣接する所有者がございました。近隣所有者に対しましては、計画の内容を説明しまして、転用実行者が今後、何かありましたら責任を持って対応するというので、隣接者には同意書をいただいております。後は、今回、トラック等が、出入りすることになるかと思っておりますので、そういうことで近隣住民の方に、非常に迷惑が掛かるようなことがあれば、言っていただければ、私たちからもまた、業者の方に指導していきたいと思っております。以上でございます。

○委員 あの、いいですか。周辺の、近隣の土地所有者に同意を得たということなんですけれども、写真にある通り私の家もすぐ真向いにございます。それと、この自治会、例えば、〇〇自治会の自治会長にも許可を得たのか。そうしないと、やはり、ただ隣接地だけ許可を得たということだけでは、どうも理解を得ないんですよ。そこら辺も指導監督いただくような格好にして、今後ともこのような事例については、そのような幅を持った形でしてもらいたいなという思いでございます。以上です。

○農地係長 今回は、正に申請地との隣接地の所有者からの同意しか取っていなかったんですけれども、また、必要があれば、自治会であるとか、そういうところにも事前に話をするようにしていきたいと思っております。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第2号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」、議案の説明と、現地調査の報告をお願いいたします。

○農地係長 それでは、第3号議案1番について御説明いたします。議案書の5ページを御覧ください。本件は、多以良町の〇〇さんが所有する川原町の農地1筆1,985㎡のうち300㎡について、長崎市地産地消振興公社が3年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。利用につきましては、公社が研修用の圃場として利用しております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。川原大池の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、森保推進委員より報告をお願いします。

○森保推進委員 現地調査について御報告いたします。9月15日に私と田平委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の再設定を行うもので、利用については、研修用の圃場として利用しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、2番について御説明いたします。議案書は、引き続き5ページを御覧ください。本件は、蚊焼町の〇〇さんが所有する蚊焼町の農地1筆493㎡について、蚊焼町の〇〇さんが5年間の使用貸借により利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、2,441㎡となり、利用につきましては普通畑を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。三和地域センターの南西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、松本推進委員から報告をお願いします。

○松本推進委員 2番の現地調査について御報告いたします。9月15日に私と田平委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、露地野菜の栽培を予定しております。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○農地係長 続きます、3番について御説明いたします。議案書の6ページを御覧ください。本件は、宮崎町の〇〇さんが所有する宮崎町の農地1筆1,321㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,321㎡について、10年間の使用貸借により、宮崎町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、15,996㎡となり、利用につきましては、ビワの栽培を行っております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。川原大池の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、森保推進委員から報告をお願いします。

○森保推進委員 現地調査について御報告いたします。8月10日に私と事務局とで現地確認を行いました。利用権の新規設定を行うもので、利用については、ビワの栽培を行っております。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きます、4番について御説明いたします。議案書は、引き続き6ページを御覧ください。本件は、琴海形上町の〇〇さんが所有する琴海形上町の農地1筆1,764㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,764㎡について、5年間の賃貸借により、琴海大平町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、1,764㎡となり、利用につきましては、水稻を行っております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。ニュー琴海病院の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、5番の議案説明後、併せて御報告いたします。

続きます、5番について御説明いたします。議案書の7ページを御覧ください。本件は、長浦町の〇〇さんが所有する琴海戸根原町の農地1筆1,781㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,781㎡について、5年間の賃貸借により、琴海尾戸町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、16,962㎡となり、利用につきましては、水稻を行っております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。琴海中学校の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、田中推進委員から報告をお願いします。

○田中推進委員 4番と5番の現地調査について御報告いたします。9月15日に私と平尾委員、山脇委員、そして事務局とで現地確認を行いました。4番、5番どちらも利用権の新規設定を行うもので、利用については、水稻を予定しております。現地の状況につきまし

ては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きますと6番と7番につきましては、借受人が同一でありますので、併せて御説明いたします。議案書は、引き続き7ページを御覧ください。6番は、琴海村松町の〇〇さんが所有する西海町の農地2筆3,221㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地2筆3,221㎡について、5年間の賃貸借により、西海町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きますと、議案書の8ページを御覧ください。7番は、時津町の〇〇さんが所有する西海町の農地3筆5,008㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地3筆5,008㎡について、5年間の賃貸借により、西海町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、21,996.13㎡となり、利用につきましては、普通畑を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。長崎明誠高校の西側と南東側に位置しております。次が、拡大したものになります。こちらが6番の拡大した写真、次が、7番の拡大写真になります。次が、現地の写真です。こちらが、6番の現地写真、次が、7番の現地の写真になります。現地調査につきましては、川添推進委員より報告をお願いします。

○川添推進委員 6番と7番の現地調査について御報告いたします。8月17日に私と森山委員、濱口推進委員そして事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、ブロッコリーの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案についての説明と、現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」、事務局から報告をお願いします。

○農地係長 それでは、報告事項1について御報告いたします。資料の1ページから2ページを御覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけられているもので、先月は、6件の届出がありました。続きまして、資料の3ページを御覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、1件提出されました。続きまして、資料の4ページから5ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、7件提出されました。合計14件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」、私の方から報告いたします。会議は、9月9日に開催されました。資料は、6ページと7ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は、当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料を御確認ください。報告は以上です。

引き続き、その他の事項に入ります。その他の事項1「農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項の資料の1ページを御覧ください。農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、長崎市へ提出する農地等利用最適化推進施策に関する意見書について準備を進めているところです。まず、意見書提出までの今後のスケジュールでございますが、2に記載のとおり10月の総会で付議事項として意見書を審議いただき、11月21日に市長へ意見書を提出する予定としております。詳細については、決定次第、改めて御連絡させていただきます。資料の2ページからが現時点での意見書案として整理したのですが、委員の皆さんに事前に送付していた案と意見の内容については変更ありませんが、若干表現等を修正している部分がありますので、あらかじめ御了承いただければと思います。資料の3ページを御覧ください。意見書の総論の部分になりますが、内容を読み上げさせていただきます。

日頃から、長崎市農業委員会の活動に対し、多大なる御理解と御支援、御協力を賜り、心より感謝申し上げます。さて、ウクライナ危機により、食料の安定供給が脅かされており、食料自給率が40%前後の水準にとどまっている日本においては、食糧自給の重要性が増しており、今こそ実行性のある生産体制の強化が求められています。そのような中、国は令和4年5月に、人・農地プランを法定化し、地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるため、農業経営基盤強化法などの関連法を改正しました。これに基づき、長崎市農業委員会では、今後、長崎市が策定する地域計画における目標地図の素案を作成するため、地域計画の対象となった農地の所有者等に対し、今後の経営等についての意向調査を実施することになります。また、今後は、地域計画の中の当該農地の効率的かつ総合的な利用を図るための将来の在り方に沿って、農業委員会の大きな使命であります、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規

参入の促進などに取り組み、農地利用の最適化を推進していくこととなると考えております。長崎市におかれましても、策定する地域計画が、今年度からスタートした第2次長崎市農業振興計画、前期計画を推進していくための、農業者にとって実りのある、持続可能な地域農業の確立に寄与する計画となりますよう、関係機関や関係者と十分な協議の場を設け、連携・協働し取り組んでいただくことと併せて、実効性のある農業施策の実施及び必要な予算の確保を行っていただきたく、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、意見書を提出いたします、としております。この最初の部分について、御意見等はありませんか。特になければそのまま進めさせていただいて、最後にお気付きの点等があれば併せて御意見をいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、資料の4ページを御覧ください。ここからが意見の内容になりますが、例年、農地利用の最適化の推進として、担い手への農地利用の集積・集約化について、遊休農地の発生防止・解消について、新規参入の促進・担い手の確保についての3つの項目を中心に整理しておりましたが、意見の内容については、どの項目にも関係する内容であることから、今年度は、現時点では大きな項目を農地利用の最適化の推進に係る施策について、として整理しております。まず、先程と同様に全ての項目を読み上げさせていただいてから、御意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

本市の現在の農地状況では、おのずと就農地や栽培品目が限られるなど、希望通りの営農が難しい現実があり、新規参入者が安心して営農できる環境整備が充分とは言えない。

さらに、専業・兼業を問わず、年々、農業者の高齢化や単身高齢化が進んでいるが、重労働の割に収入が上がらず生活ができない、農業に魅力を感じられない等の理由で、親の後を継がないなど、慢性的な後継者不足も深刻であり、離農や遊休・荒廃農地の増加に拍車をかけている。そのため、効率的な農作業が可能な立地条件や、農作業の負担軽減に寄与するスマート農業の必要性が高まっている。そのような中、国の施策である優良農地を将来へ確実に引き継ぐこと等を目的として策定する地域計画の区域内の農地について、規模に応じた基盤整備を行うとともに、担い手や農業を担う者の確保を行い、農地の集積・集約化を実現していくため、次のとおり意見します。①大・中規模基盤整備について、新規参入や経営規模拡大など、営農にやる気がある担い手が求めているような優良農地が限られているため、新たに優良農地を確保するなどの施策が急務である。そのため、実質化された人・農地プランの実現や地域計画の策定に向けた取組みの中でも基盤整備が重要であることが認識され、現在、モデル地区で計画策定に向けて準備が進められている。一部の地区では、施設園芸を希望する就農者がいるが、ハウス等の施設を設置できるような農地が不足している状況であることを踏まえ、農地不足で担い手の受け入れができないということがないように、次のことについて対応を図りたい。(1)農地中間管理機構などによる基盤整備の早期実現に向け、スピード感をもって事業を推進し、新規参入者や規模拡大を望む担い手が、農地を集積・集約化できる環境の確保。(2)農地中間管理機構による基盤整備については、面積等の要件が厳しいため、その緩和について引き続き国に要望していただくとともに、できるだけ農業者(農地所有者)に負担をかけないような整備手法の検討。5ページを御覧ください。②中山間地域など条件が悪い地区での各種整備等について、

中山間地域など条件が悪い農地での大規模な基盤整備が難しいことは理解できるが、将来に向けて守り続ける農地として、地域計画を策定した地域については、農地の集積・集約化及び規模拡大・新規就農を望む農業者への支援の在り方について、次の事項を念頭に地域の実情を踏まえた施策に努めていただきたい。一つ目、ハウスが建てられる程度の広さで、野菜などが作りやすいように小規模な農地をまとめる、いわゆる「狭地なおし」による整備。二つ目、基幹農道・園内道路の整備・畦畔除去・暗渠配水等の耕作条件の改善を行うことができる、農地耕作条件改善事業などの事業化の検討を含め、水資源の確保や農道の整備など、最低限の営農環境の整備や、長崎市ならではのスマート農業の推進。三つ目、それぞれの地域の特性を鑑み、新たな農産物のブランド化の早急な取り組みや、農作物の出荷から直売所への配送といった販売・流通ルートの確保など、狭い農地でも高品質の農作物をつくることにより、農業所得の向上につながるような環境の構築、③地域外からの担い手の確保について、後継者不足を補うためには、地域外から担い手と呼び込むことも必要であるが、市内であっても、地域外からでは遠距離通農となってしまう場合もあるため、住まいとなる空き家などとの連携が必要である。また、個人で後継者不足を補うにはどうしても限界があるため、効率的に担い手を確保できるよう、次の項目について、対応を図られたい。(1)移住希望者向けのホームページで空き家・空き地の情報提供がなされているが、市内の他の地域から新規就農者や担い手と呼び込むことを視野に入れた、元の居住地を問わない、圃場に近い空き家の紹介など、移住支援室と連携した情報の提供。(2)法人の参入や農作業受委託などの方法を含め、農地中間管理機構やJA等の関係機関と連携して、地域外からの受け手を幅広く確保できるしくみの構築。(3)市で実施している農業チャレンジ塾やJAで実施しているびわ講座などの受講を終了した就農希望者が、次のステップの実践編として、必要な資材等の提供を受けながら、遊休化した放任果樹園や畑を活用して、実際に経験を積むことができる場を提供するとともに、速やかに就農に移行できるよう、相談体制や研修先のあっせんなどの仕組みの検討。④耕作放棄地の活用について、高齢化、後継者不足等により耕作放棄地が増えてきている状況において、農地の所有者自身で耕作者を見つけることができない農地については、その地域にマッチした農作物の育成、例えば、外海地区の「ゆうこう」のような、地元特産品を遊休農地に植栽して産地化する取り組みに対し、苗木や資材等に補助金を支給して、地域の特産品の育成に活用できるような施策の検討を図られたい。⑤農業経営の安定対策について、新規就農者や担い手が、希望を持ち安心して農業経営ができる環境を提供できるようにするため、次のことについて、対応を図られたい。(1)更なる鳥獣被害対策の実施や昨今の世界情勢の変化による農業資材等の高騰に対する補助などについての速やかな対応。(2)近年の大雨や干ばつなどの異常気象の増加による農産物の生育不良に対しては国の農業共済制度があるが、複数の農作物を栽培している場合などで、一つの作物の収穫量が落ちたとしても、保険金等が支払われない場合があるため、農業者の希望に沿った補償制度となるよう、国への働きかけを行うことや、市及びJA独自の被害対応。(3)化学肥料により荒れた農地の土壌改良のため、また、環境への負荷の低減や畜産農家を救済するためにも、完熟有機堆肥生産工場の建設により、畜産農家から牛ふんなどのたい肥の材料を買い入れるとともに、農家

へは低価格有機堆肥が供給できるような取り組みの検討。7 ページを御覧ください。⑥新規就農者へのきめ細かな支援について、新規就農者への支援策として、長崎県新規就農相談センターや JA 長崎せいひ担い手支援センターにおいて研修が実施されており、研修段階から市や農業委員会などの関係機関で連携して、就農に向けたサポート体制を構築し、研修中から就農後まで一体となって取り組んでいる。しかし、そうした対応が画一的であり、全ての就農希望者のニーズを満たすものになっていないと思われるため、長崎市独自の就農支援策として、相談があれば、直接会って丁寧に話を聞き、要望に沿った対応を行うなど、就農希望者の要望をくみ取った臨機応変な対応を図られたい。⑦各地域での取り組みへの参画等について、各地域においては、高齢化・担い手不足、優良農地の減少などを危機的な問題ととらえ、今行動しないと将来、地域の存続が危ぶまれるとの思いや、人・農地プランの実現に向けた取り組みの観点から、様々な活動を模索しているが、地域だけでは円滑に進めていくことが難しい。そのため、専門的な知見をもっている行政や関係機関の参画による農業技術や営農指導などはもとより、地域の意見をくみ取り、今後の活動の進め方等について、助言・指導等を行っていただけるアドバイザー等の派遣について対応を図られたい。以上が、現時点での意見書案の内容になりまして、現在の項目は 12 件となっております。以前からお話ししているとおり、今回は、項目を絞って意見を挙げてみては、との意見もあっておりますので、更にこの 12 項目の意見を絞って、意見の主旨や内容がぼやけないようにもっていくことなども含め、委員の皆さんに御意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。なお、本日委員の皆さまからいただいた意見を反映し、整理した分を意見書案として、来月の運営委員会での協議を経て、先ほどスケジュールでもお話ししたとおり、10 月総会に議案として付議させていただき、最終確定を行う予定としております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何か御意見、御質問等ございませんか。

○田中推進委員 7 ページの地域での取組等への参画について、という欄があるんですけども、その最後のほうに、農業技術や営農指導という言葉があるんですけども、その後、管理組合の合併・大型化等の指導を、ということをやってももらいたいんじゃないかなと思うんですけども。こっちの方も高齢化して、実際は、組合が存在していないような組織もあるんですよ。誰がこの区画整理の責任者か、補修はどうしたらいいんだろうかという所も、多々あると聞いておりますので、そのことを言った方がいいかなと思っています。

○農政管理係長 今のところ、繋がりなどを整理した上で、あの、地元で昔からある管理組合の活動が、段々薄れて来ているので、統合という形をして欲しいということですよ。

○田中推進委員 はい、それが大型化しないと、区画整理ができないということに結びつ

いていると思うので、特に長崎市の場合はそれが遅れていると思うので、よろしくお願ひします。

○農政管理係長 わかりました。

○議長 他にございませんか。

○城戸推進委員 基本的なことでお聞きしたいんですけども、今まで各委員の皆さんに意見はないですか、と振られていたように感じたんですけども、今回、もう既に運営委員会で素案を作られているということに対する質問と、5 ページの中山間地域などのところで、他の項目は括弧 1、2、3 となっているんですけども、5 ページだけが、点々となっているのは、何か意味があるのかなと思います。それと、これは JA の考えも大体似たような考えで、この前総代会でも質問したんですけども、こういう建議、意見書の後の回答等について、JA にも情報は行っているのかなと思っているんですけどもね。基本的なことをお聞きします。

○農政管理係長 まず、2 番目の点々なんですけれども、他の所は前段があって次のところの対応をとという形にしているんですが、②については、前段のところ各地域計画を作るに当たってのそれぞれの地域の実情というものが違うので、計画していくためにその点々の各項目を十分に加味した上で、念頭に置いてしてくださいという書きぶりの表現をしているんですけど、わかりにくく混乱する部分もあると思うので、ここの表現をどういった形にしたらよいかということで整理したいと思います。

もう一つ、最初の御質問ですけども、地域での意見の調査がなくて、運営委員会で意見を整理した感じになっているのかということですか。

○城戸推進委員 地域で話はされていると思うんですけども、その前にペーパーがあって意見はないですかと聞いていたような感じがしたものですから。というのが、この資料が 2、3 日前に来たもので、勉強する時間がなかったものですから。

○農政管理係長 すみません。去年もだったんですけども、各地区で意見をまとめていただいて、整理してもらった分を大きく意見書の土台とさせていただくようにしています。今回も、6 月の総会の後に各地域で集まっていたいただいて、視察研修の話などをした時に、意見書についても御協議いただいたということで、認識したうえで提出していただいた分を取りまとめた結果が、今に反映させていただいているということで整理をしております。それから、3 番目ですけども、意見書を提出した分を、回答を含め JA に情報を流して共有しているか、というところですけども、直接この意見書について回答はこうだったよということはお伝えしていないんですけども、意見書の事については、農委だよりに掲載をしています。その農委だよりにについては、もちろん関係機関であります JA、それから

様々な所にお送りしているので、それを踏まえての情報共有というのは、出来ていると思っております。以上です。

○議長 いいですか。他にございませんか。

○上川委員 5ページの②の項目の中で、直売所関連の提案ということで載っております。長崎市は、担い手の高齢化、先程からおっしゃられているような衰退の傾向ということで、最後の砦として、道の駅、または直売所というものが存続しております。それで、当農協である長崎せいひ農協は、割りの合わない所は、叩き切っていくというふうな方向で計画がなされているような格好にお聞きをしております。逆に前向きな外部参入の支援ということで、その存続を留めていくような支援があれば、高齢化された方々、また、直売所の売り上げで、生活ができています方への支援もあれば、農地の荒廃等も減り、また新しく組合員も集まってくるのではないかと考えております。ですから、そこら辺を農協にも強く、このような提案事項があったよというような取次をしていただきたい。特に長崎市はその辺の意見等を、押し述べて連絡していただきたいというような思いで、もうちょっと厚みを深くして、この意見書として挙げていただければというふうに思っています。以上です。

○農政管理係長 そうですね、直売所の話というのは、昨年度の意見書の時にも確か項目にあったかと思えます。それでその分については、ことある時にJAにもこういう声がたくさんあがっているということで、お伝えしていきたいと思えます。ここの内容の膨らまし方については、こちらで整理をさせていただいて、御提示させていただきたいと思えます。

○議長 他にございませんか。

○山口会長職務代理者 6ページの一番下ですけれども、完熟有機堆肥生産工場の建設、これは普通の完熟堆肥、今ある堆肥工場ではなくて、もっと進んだ堆肥生産工場という意味を盛り込んでいただきたいということと、畜産農家だけしか記していないので、養鶏農家はなんで切り捨てるのかと言われる可能性もありますから、畜産養鶏ということを追加していただければ、より農家の支援につながるのではという気がします。

○農政管理係長 養鶏を入れるということと、それから、工場の名称について、こちらは後ほどどういった名称、書きぶりがよいかということをお相談させていただきますので、よろしく願います。

○議長 他にございませんか。ないようでしたら、その他の事項2「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 すみません、意見書については、もし、後でお気づきの点などございましたら、電話でも構いませんので、事務局に御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、その他の事項2について、でございますが、資料の8ページを御覧ください。令和4年度の目標141部となっております。先月の報告以降1件の中止の申し出がありましたので、120部となっております。目標達成に向けて御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、その他の事項3について説明いたします。資料は、9ページ及び10ページに、令和4年度上半期の活動記録集計表を記載しております。御確認いただき、日数について御自身が把握している日数と異なっている場合は、後程事務局に御連絡ください。また、先月も申し上げたとおり、令和4年度の最適化交付金の実績については、4月から9月までの実績が反映されるということになっておりますので、まだ提出いただいていない委員におかれましては、次の総会の時ではなく、出来次第、ファックスでも構いませんので、事務局へ提出していただきますようお願いいたします。また、既に出されている方につきましても、活動の記載もれなどないか御確認いただき、記載もれ等がありましたら、事務局へ御連絡いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。その他の事項2及び3についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他皆様方から、御意見・御質問・各地域からの御報告などございませんか。なんでも結構です。

○上川委員 先月、農業会議の研修会があり時間の関係で削除されたと思いますが、茂木地区の農地パトロールの実施の報告をさせていただいてよろしいでしょうか。令和4年8月19日の午後1時から、参加者は、山口委員、上川、山崎委員、峰委員、村田推進委員、濱口推進委員、中山推進委員、野口推進委員です。実施要領としまして茂木地区の全域を、全農業委員、農地利用最適化推進委員でパトロールし、全員で茂木地区の農業の現状を把握して、今後の委員活動に役立てるということで行いました。現状といたしまして、今回、農地の遊休化、荒廃化した場所が拡散し、進行している状況が確認されました。また、これまでの優良な農地が遊休化してくる背景には、家督相続と後継者難に悩み苦しむ農家の現状がある。更には、独身農業者の高齢化が顕著に進み、耕作放棄地が進行していて、耕作放棄地の農作物にイノシシ、シカ、カラスなどの鳥獣が群がり、近隣農地にも被害を与えている。これまでに大崎、千々地区のパトロールが、自然災害による県道の陥没により

回避されていましたが、ここに茂木地区の残すべき農業区域の大崎・千々地区の農地パトロールを実施ができました。これまで、見識できなかったビワ生産地の団地化が図られる、ビワ農園が集積している大崎・千々地区に雄大さが感じられました。茂木ビワの生産地であることを再認識し、また、新規就農者の農地を見学しましたが、サトイモを中心に息を飲むようなりっぱな根菜類が栽培されていました。その後、宮摺町の一部地域と、簡易ハウス栽培農園を研修し、田手原地区の違反転用ではないかと推量される建物3軒を全員で確認し、パトロールを終えました。さらに、途中立ち寄った千々の森農園の経営規模と農作物の現状に感銘を受け驚きを隠せなかったということです。それから反省会を行いました。このまとめを山口委員にお願いしました。それから、事務局の農政管理係長と意見交換を行いまして終了しました。それから、追加して私の所見ですけれども、パトロールをして、遊休農地、また違反転用と思われる箇所があるんですよ。常に言っているんですけれども、その改善という方向がなされていないような場所が本当に見受けられます。以前にも私の太陽光施設の問題、提起をいたしまして、その施設の改善がなされないということも報告をしておりますが、一向にその改善がなされません。そのようなこともありまして、今後、事務方の考え方も含めて、対応の仕方を逆をお願いしたいと思います。以上です。

○議長 他にございませんか。今まで、コロナ禍において中々会合もできなかったんですけれども、段々コロナも収まってきているようなんですけれども、できれば、地区集会の時あたりも、JAなどを呼んでJAなどとの交流もやっていただきたいと思いますので、支店長辺りも呼んで、それぞれ、内容をよく見てみれば、農林振興課は農林振興課、JAはJA、農業委員会は農業委員会、そこら辺の情報交流がもっとできていかなければ、それぞれでやっても中々進まないと思いますので、できればそういった地域でのいろいろな会合とかにも是非JAに声をかけて、呼んでいただければ来ると思います。この前、JAにも言うておきましたので、皆さんも声を掛けていただければ、支店長ではなくても誰か出てくると思いますので、それと農林振興課にも声を掛けたりして、いろんな情報交流をしていただければと思っております。よろしく申し上げます。

○城戸推進委員 報告と併せてですけれども、先般9月21日に県議会の傍聴に行かせていただきまして、東長崎地区の基盤整備という質問がなされて、潮見地区が紹介されたんですけれども、もし今の状況の詳細が分かればなということです。

○松尾委員 私の方にもはっきりとした情報は入ってきていないんですけれども、コロナの関係で、測量がちょっと遅れまして、8月の20日過ぎに現地の測量を行ったということで、県の方からあそこの急斜地は急な所が多い、と言われたという話を聞いています。あそこで傾斜が急と言われると、どこもする所がないんじゃないかなという感じで、その辺までしか情報を聞いていないんですけれども。以上です。

○議長 琴海も2箇所やるようにしているんですけども、やはり、国の基準に当てはまるような面積と、山が多かったり、今、言われたような傾斜地が多かったりして、中々要件を満たさないということで、言われているんですよ。それで、今日も見に来たんですけども、他の形で基盤整備をやらないと、国の、生産者も地元も無償で行える要件にはちょっと当てはまらないんじゃないかという情報はいただいております。だから、もっと、どんどん強く言って、農林振興課辺りを呼んで、情報を集めてください。そうしないと進まないんですよ。それで、土地改良連合会は入らないんですか。

○松尾委員 まだ、そういうところについていないみたいなんですね。理事とも話はしているんですけども。まだ、ちょっとあそこでは。予定地は、だいたい台帳上の面積は7反位あるんですけども、それで、4、5しか取れないという感じの話を聞いておりますので。全体を借りてもらわないと困るからねというふうな判断はしているんですけども、どういうふうにするのか、設計図もまだできていないようですので、まだわからないんです。

○農政管理係長 関係する地区の委員の方には、随時進捗については、情報をきちんと共有するよということ、関係課にはお願いをしておきますので。そのようなお話があったということで伝えさせていただきます。

○議長 他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項4「令和4年10月、11月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、令和4年10月、11月の行事予定についてお知らせいたします。資料は11ページを御覧ください。初めに、10月の行事予定です。4日火曜日から5日水曜日、令和4年度農業員会会長・事務局長会議、研修会（中期）が松浦市で開催され、平尾会長と事務長が出席する予定です。7日金曜日、長崎県農業会議常設審議委員会が長崎県農協会館で開催され、会長が出席予定です。なお、本日第2号議案2番にて、御審議いただいた北浦町の案件が、常設審議委員会での審議対象となりますので、事務局からも事務長と農地係長が出席する予定となっております。21日金曜日、14時から農業委員会運営委員会を開催する予定です。24日月曜日から25日火曜日、令和4年度九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会が福岡市で開催され、鳥越委員と村田推進委員及び事務局から赤池主事が出席する予定です。25日金曜日、13時5分から農委だより編集会議、13時30分から農業者年金加入推進部長会議、14時から農業委員会10月総会を開催する予定としております。

次に、11月の行事予定です。10日木曜日、長崎県農業会議常設審議委員会、21日月曜日に農業委員会運営委員会、同日運営委員会終了後、16時から、市長への農地等利用最適化推進施策に関する意見書を提出する予定です。28日月曜日に農委だより編集会議及び遊休農地対策検討委員会並びに農業委員会11月総会を開催予定です。10月、11月の行事予定は以上です。

○議長 ありがとうございました。それでは、これで9月の農業委員会総会を終了させていただきます。大変御苦労様でした。